

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成30年6月22日

世 田 谷 区

1. 業務概要

(1) 件名

世田谷区立学校施設警備業務委託（長期継続契約）

(2) 履行場所

下記「2. 募集区分」のとおり

(3) 業務内容

保安警備業務

窓口受付業務

学校施設開放業務

(4) 履行期間

平成30年11月1日から平成33年10月31日まで

契約期間は平成30年9月中旬からとし、平成30年9月から10月までは履行の準備期間（事前研修等）とする。

本契約締結後に、本契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約を変更又は解除する場合がある。

2. 募集区分

世田谷区立小学校60校、中学校10校を地域ごとに4学校群に分け、その学校群に属する学校の施設警備業務を委託する法人をそれぞれ募集する。ただし、募集時点での地域分けはせず、選定委員会により上位4社を選定後、評価の高い事業者から順に、世田谷区と受託者が協議の上、委託地域を決定することとする。また、委託地域は一業者につき一地域（砧・烏山地域は合わせて一地域）とする。ただし、選定された業者が4社未満だった場合、地域数については協議とする。

(1) 世田谷区立学校施設警備業務委託（世田谷地域）

平成30年度委託予定施設・・・世田谷地域の区立小学校18校、中学校2校

若林小学校 三宿小学校 太子堂小学校 桜小学校 桜丘小学校 多聞小学校
世田谷小学校 駒沢小学校 旭小学校 中里小学校 駒繫小学校 経堂小学校
弦巻小学校 中丸小学校 三軒茶屋小学校 松丘小学校 池尻小学校 笹原小学校
駒留中学校 桜木中学校

(2) 世田谷区立学校施設警備業務委託(北沢地域)

平成30年度委託予定施設・・北沢地域の区立小学校9校、中学校3校

代沢小学校 松沢小学校 松原小学校 池之上小学校 山崎小学校 代田小学校 赤堤小学校 城山小学校 下北沢小学校 松沢中学校 北沢中学校 梅丘中学校

(3) 世田谷区立学校施設警備業務委託(玉川地域)

平成30年度委託予定施設・・玉川地域の区立小学校16校、中学校2校

深沢小学校 玉川小学校 京西小学校 二子玉川小学校 八幡小学校 奥沢小学校 尾山台小学校 東深沢小学校 東玉川小学校 桜町小学校 九品仏小学校 瀬田小学校 等々力小学校 用賀小学校 中町小学校 玉堤小学校 八幡中学校 尾山台中学校

(4) 世田谷区立小学校施設警備業務委託(砧・烏山地域)

平成30年度委託予定施設・・砧・烏山地域の区立小学校17校、中学校3校

上北沢小学校 烏山小学校 塚戸小学校 祖師谷小学校 砧小学校 明正小学校 烏山北小学校 八幡山小学校 船橋小学校 砧南小学校 給田小学校 山野小学校 千歳小学校 喜多見小学校 武蔵丘小学校 希望丘小学校 千歳台小学校 烏山中学校 千歳中学校 船橋希望中学校

3. 応募資格

次のすべての要件を満たす法人であること。

(1) 警備業法第4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受け、かつ東京都内に本社または支店等を設置していること。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること。

(3) 次の事項に該当しないこと。

地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

同条第2項の規定により、世田谷区における一般競争入札等の参加を制限されている者

世田谷区から現に指名停止を受けている者

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続き開始申立てがなされていないこと。

(5) 世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年2月28日 23世経理第709号)に定める除外措置要件に該当していないこと。

(6) 公立学校施設において、同様の警備業務を受託した実績があること。

(7) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

4. 選定基準

- (1) 学校施設警備業務に対する基本的な考え方
- (2) 業務実施体制
- (3) 警備員についての基本的な考え方
- (4) 災害対策や安全対策、苦情対応等について
- (5) 個人情報管理について
- (6) 業務実績
- (7) 見積金額の妥当性
- (8) 経営状況

5. 応募方法等

- (1) 募集要領の配付期間、場所及び方法

配付期間

平成30年6月22日(金)～7月6日(金)

配付方法

世田谷区ホームページにて公開(子ども・教育 おしらせ)

区のホームページからダウンロード又は、下記10担当部課で配付(窓口配付については土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)

希望者に無償配布する。

- (2) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

提出期間

平成30年6月22日(金)～7月6日(金)

土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時

提出場所

下記第7の担当部課

提出方法

持参に限る

参加表明書を提出した事業者について参加資格の確認を行い、招請通知を送る。

- (3) 提案書等の提出期間、場所及び方法

提出期間

招請通知受領日～平成30年8月6日(月)

土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時

提出場所

下記第7の担当部課

提出方法

持参に限る

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (6) 本件に関して区から入手した資料や情報等(委託対象校に関する情報等を含む)は、区の許可なく公表又は転載、引用等を行ってはならない。
- (7) 企画提案に係る費用は、参加者の負担とする。
- (8) プロポーザル実施過程において、直接委託対象校へ連絡をしたり、委託対象校を訪問(校内に立ち入るなど)したり、職員や保護者等に話を聞くなどしてはならない。

7. 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目2番27号
世田谷区教育委員会事務局教育政策部学校職員課 職員係
(世田谷区役所第2庁舎3階35番窓口)
電話 03-5432-2672 ファクシミリ 03-5432-3025